

令和6年2月21日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和6年2月21日(水)  
組合議会定例会終了後  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 報告案件  
産業廃棄物管理型最終処分場の隣接設置に伴う一般廃棄物第2最終処分場の一部施設の利用等について
- 3 閉 会

~~~~~

出席者 (8名)

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	奥岩	浩基	委員	渡辺	穰爾
委員	森岡	俊夫	委員	景山	浩
委員	勝部	俊徳	委員	三好	晋也

~~~~~

## 欠席者 (0名)

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局施設管理課長	本池 将	事務局施設管理課担当課長補佐	安田 憲

~~~~~

## 議会担当職員

|     |       |    |      |
|-----|-------|----|------|
| 書記長 | 瀬尻かおり | 書記 | 近藤 隆 |
|-----|-------|----|------|

~~~~~

1 開 会

(午後4時14分)

○**中田委員長** ただいまより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

この際、三上事務局長が発言を求めておられますので、これを許可します。三上事務局長。

○**三上事務局長** 冒頭に、お断りとお詫びを申し上げます。総務消防常任委員会の所管事務調査、第2次鳥取県西部広域市町村圏計画実施計画の更新につきまして、計画に掲げる共同処理事務に、事業に応じてそれぞれ所管する委員会で事前に報告した上で、総務消防常任委員会で総括し、報告すべきではないかとの御指摘をいただきました。

各事業の当面の事業計画や事業内容等につきましては、これまでも事業の進捗に応じ、正副管理者会議で方針決定したものを、それぞれの委員会で御報告、御説明をさせていただいておりますが、市町村圏計画の実施計画につきましては、各年度の全体事業費や市町村負担金の平準化などを加味いたしました財政計画を含む、大まかな中長期の10年間の計画をお示ししたものであることから、計画を所管いたします事務局総務課の案件といたしまして、近年は総務消防常任委員会のみで御報告をさせていただいております。

このたびの御指摘を踏まえた対応でございますが、過去におきましては予算審査特別委員会で対応されたこともあったことから、予算審査特別委員会も含め、現在、対応を検討しているところでございますが、検討に時間を要していることから、大変申し訳ございませんが、見直しにつきましては来年度からの対応とさせていただき、今年度につきましては、前年度と同様に、本日開催をされました総務消防常任委員会で御報告をさせていただいたところでございます。

委員の皆様におかれましては、本日、対応の遅れについて改めてお詫びを申し上げますとともに、御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

## 2 報告案件

○**中田委員長** それでは、日程2、報告案件に入ります。本日の報告案件は、1件でございます。まず、当局から説明を受け、その後で質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、産業廃棄物管理型最終処分場の隣接設置に伴う一般廃棄物第2最終処分場の一部施設の利用等についてを議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。本池施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** それでは、お手元でございます資料1で説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

こちらの資料につきまして、鳥取県環境管理事業センターが建設を計画されておられます産業廃棄物管理型最終処分場につきましては、本組合が一般廃棄物の最終処分を委託しております、環境プラント工業が設置されています一般廃棄物第2最終処分場に隣接設置されるという計画でございます。この第2処分場の隣接設置に伴いまして、第2処分場の施設の一

部を利用また移設を含む事業計画となっておりますので、このそれぞれの設置者であります事業センター、それから環境プラント工業並びに本組合におきまして、第2処分場の施設の利用や移設に関しての条件を調整いたしまして、その内容を担保するために、3者間で、別紙にありますとおりの覚書を締結いたしましたので、その概要を報告させていただくものでございます。

1から4の項目に、それぞれ覚書に条文化している内容を概要として記載してございます。まず1番目、事業センターが利用する第2処分場の施設、それから2番目の、同じく事業センターが移設する第2処分場の施設ということで、裏面の2ページ目に航空写真を載せてございますので、2ページ目を御覧ください。第2処分場の現況と産廃処分場設置時のイメージ図を載せてございます。

まず1番目に現況図でございます。こちらの濃い青色の線で囲った部分が第2処分場区域となっております。この中で、産廃処分場の隣接設置に伴いまして第2処分場の施設を利用する施設というところが、黄色の線で囲っている部分でございます。まず堰堤、それから防災調整池、それから水路。それと真ん中の破線でございます地下水集排水施設、これを利用するものとなっております。

また水色で今度は囲っている部分でございますが、こちらが事業センターが移設する施設というものでございまして、管理棟、それから管理棟に付帯する工作物、それからこの下のほうにございます覆土置き場、それから今度は上にあります場内搬入道路というところを移設する計画になっているものでございます。

この次、2番目のところでございます。こちらが産廃処分場設置時のイメージ図ということで、今度は右手の部分でございます。上流側に赤線で囲っている部分が産廃処分場の区域というものでございまして、中央の堰堤を境にしまして隣接されるという計画になってございます。

資料は、申し訳ございません、1ページ目にお戻りいただきまして、1番目、2番目で先ほど説明した内容でございます。施設の利用及び移設に係る主な条件といたしまして3番目にまとめてございます。

まず最初の1ポツ目でございますが、第2処分場の適正な運営に支障を生じない範囲で施設を使用することを条件にいたしまして、また、第2処分場の堰堤の利用に当たっては、事業センターが行います工事により、第2処分場の堰堤や遮水工が破損するなどの不具合が生じないように万全の対策を講じること、また、不具合が生じる恐れがある場合には直ちに工事を中断し、速やかに必要な措置を講じていただくということを条件としております。

また、最後のポツのところでございますが、環境プラント工業と事業センター、それぞれ設置者同士で事業を進めていただかないように、施設を利用する、また移設することに関しましては、本組合の承認を得た上で行っていただくという条件を付してございます。

また、次に4番目のところでございます。こちらは施設の利用、移設に関しましての費用負担に関する事項でございます。まず事業センターは、施設の利用に関しましては必要な費用を負担するというところで、実際の負担額につきましては、今後、別途協議させていただく

ものでございます。また移設につきましては、事業センターが必要な費用を負担することといたしまして、本組合はこの費用を負担しないと。それから事業センターが行います工事、それから施設の利用に起因しまして施設の不具合や損害が生じた場合は、事業センターの責任としていただきまして、環境プラント工業、それから本組合が被った損害に対して必要な補償などを行っていただくことを条件としております。

それぞれこの概要を条文化したものを覚書といたしまして3者間で、5番目にあります締結日でございます、本年の2月6日付で締結しているものでございます。

また、6番目に事業センターの動きとしてまとめてございますが、こちらは事業センターで行われたことを記載してございます。報道でもありましたように、本年の1月12日に廃棄物処理施設の設置に係ります手続条例に基づいた事業計画の変更届を鳥取県へ提出されておられます。また、1月20日からは関係住民への事業計画の説明をされているというふうになっております。

説明は以上でございますが、添付資料といたしまして、3ページから4ページ、5ページにかけて、3者で締結いたしました覚書の原文を添付してございます。

また6ページ目には、事業センターが行われました事業計画の概要、事業計画の説明資料から抜粋したものを記載してございます。詳細な説明は割愛させていただきます。

説明は以上でございます。

○**中田委員長** 当局からの説明が終わりました。委員の皆様から質問等ありましたらお願いいたします。森岡委員。

○**森岡委員** 2ページのこの図面の中で、現在の第2処分場施設の水処理施設なんです、これで言いますと図面上どちらになるのでしょうか。

○**中田委員長** 本池施設管理課長。

○**本池事務局施設管理課長** すみません、こちらには実際記載はしてないところで申し訳ございませんが、資料の1番目の現況図で、日本海側と書いてあります。これは下流になりますので、2番目に利用いたします防災調整池の隣ですね。ちょっと見えにくいんですが、屋根が水色、右隣です。右隣にあります四角の屋根が見えている部分が浸出水処理施設になります。

○**中田委員長** 森岡委員。

○**森岡委員** すみません。図面で言うと防災調整池と書いてあるところの施設っていう。日本海側でいいですか。

(「いやいや逆です。山側。」と伊澤副管理者)

○**中田委員長** 右側。よろしいですか。

(「はい、分かりました。」と森岡委員)

○**中田委員長** ほかにございませんか。勝部委員。

○**勝部委員** 勝部です。ちょっと聞いてみますけど、防災調整池を共用するということなんですけど、この能力的な計算はできているんですか。いわゆる増量になるわけだから、その能力的な容量の計算はできていますか。何年確率でやっていますか。

○中田委員長 安田施設管理課担当課長補佐。

○安田事務局施設管理課担当課長補佐 防災調整池の能力計算についての御質問かと思えます。この防災調整池ですが、そもそも第2処分場があります谷全体の容量を基に設計された容量が設置されておりまして、産廃処分場の設置に伴いまして、この防災調整池の容量が不足するということはありません。

それと、事業センターが詳細設計されております防災調整池に対する降雨量の計算なんですけど、50年確率で計算されていると伺っております。以上です。

(「50年で。分かりました。」と勝部委員)

○中田委員長 よろしいですか。

○勝部委員 了解しました。もう1点いいですか。

○中田委員長 はい。勝部委員。

○勝部委員 条文なんですけどね。この条文で、細かいかもしれんけど、第5条ですかね。いわゆる調整池とか、いろんな水路とかね、堰堤とか、利用に関してって書いてあるんですけど、この利用って言葉が何か違和感があるんですけど。利用並びに維持管理とか、利用って言われると何かちょっと。どうなんですかね、これ。まあ別に誤りとは言わないんですけども、利用並びに維持管理等とかっていう話なんですかね。利用はするけれども、維持管理のときには払わないみたいな屁理屈になるとかいう場合はないんですか。大丈夫ですかね。

○中田委員長 何条の何項とか詳しく。

○勝部委員 第5条の、「乙は、第3条第2項に定める施設の利用に関して」って書いてあるんですけど、いわゆるその施設の利用っていうのは、調整池とか、いわゆる水路とか集排水施設とか堰堤とかを言っているんですね。いわゆる設備を言っているわけなんだけども、利用なんだけども厳密に言うと、じゃあ維持管理費は払わないよって話になるってことはないですか。大丈夫ですか。言葉のあやなんだけども。

○中田委員長 安田施設管理課担当課長補佐。

○安田事務局施設管理課担当課長補佐 施設の利用に関する費用負担に関する御質問かと思うんですけど、当然、施設の維持管理費についても、今後、協議の上ですね、事業センターに負担していただくような話を進めていくような考えでございます。

(「何か文言調整が必要じゃないかと私。」と勝部委員)

○中田委員長 ちょっと議事整理しますと、その利用という用語の使い方がいいかどうかのことで。副管理者。

○伊澤副管理者 委員の御指摘の旨は理解しますが、これは利用に関して必要な経費の中に、当然、利用に伴って必要な、発生する、その利用し続けるために維持管理もするわけですから、利用し続けるために必要な費用を含むものというふうに理解しております。

今の委員の御指摘は、利用と維持管理が別じゃないかというふうに受け止めたんですけど、利用し続けるためには、当然、維持管理もしないと、利用というのが瞬間で終わるんであればですけど、この施設の特性上、利用は継続的にずっと一定期間続きますので。一定期間継続的に利用しようとするれば、その間の維持管理が必要な経費として発生するということ

は、これは明らかでありますので、この利用の中には、そういった維持管理経費も含むものというふうに考えております。以上です。

○中田委員長 よろしいですか。

○勝部委員 ま、ま、了解しました。

○中田委員長 景山委員。

○景山委員 この覚書の中の、ちょっとまあ理解力が足りないかも知れませんが、丙が被ることを想定されている損害っていうのを、もうちょっと具体的にお話をいただきたいと思うんですが。

○中田委員長 安田施設管理課担当課長補佐。

○安田事務局施設管理課担当課長補佐 第6条に関する御質問かと思えます。この中の丙、組合が被った損害につきましては、施設の利用に起因しまして、第2処分場の施設が破損したりしたときの復旧費用でありますとか、産廃処分場の設置に伴いまして、何か工事を行いまして、第2処分場への埋立てが長期間行えなくなるような状況が仮にでも起こった場合に、組合としては埋立て物を外部で処理する必要がございますので、そういった外部処理費用を想定しております。以上です。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 それでは、ほかにないようですので、これをもちまして、ごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたします。

(午後4時30分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長

中 田 利 幸